規制改革推進会議デジタル基盤WG提出資料

電波法に基づき交付される届出・申請の免許状・許可状の電子化および電子保管の容認

2022年3月29日 -般社団法人**日本経済団体連合会** 行政改革推進委員会委員

現 況

- 昨今DX化、リモート化に伴う無線化は、5G、IoTの普及に伴い飛躍的に拡大している。
- ・また、高周波電流を用いた各種技術は、エネルギーの効率的な利用も相まってCNの一翼を担っており、導入においては簡潔かつ速やかな手続きが求められる。
- しかしながら、電波法では、無線局に紙の免許状の備え付けが義務付けられており、手続きが煩雑かつリモート化できない。
- 高周波利用設備では許可申請手続きから許可状にいたるまで書面であり、 リモート化できないばかりか、利用許可までの待機期間の延長要因でもあり、DX化、CN推進の妨げとなっている。

【電波法施行規則】 第三十八条(備付けを要する業務書類)

法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の 上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

- **船舶局**及び船舶地球局
 - (一) **免許状**
 - (二) 無線局の免許の申請書の*添付書類*の写し

中略

六 <u>陸上移動局</u>、携帯局、航空機地球局(三の項に掲げる航空機地球局を除く。)、携帯移動地球局、*簡易無線局及び構内無線局 免許状*

【電波法施行規則】 第四十五条の三(備付けを要する書類)

法第百条第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所(移動する設備の場合にあつてはその常置場所)に備え付けておかなければならない。

- 一 高周波利用設備の許可状
- 二 高周波利用設備の許可の申請書の添付書類並びに免許規則第二十九条第一項の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写し(免許規則第二十六条第四項(免許規則第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとする。)

運用状況実態

北海道総合通信局

地区

免許状、許可状発行数

内訳(無線局・高周波利用設備)

無線局免許状届出数 高周波利用設備申請数

80局/年

600件/年

北海道地区 492件 (492·0)

愛知県地区 6,396件 (3,386・3,010) 東海総合通信局

岐阜県地区 37件 (37・0)

関東総合通信局

東京都地区 184件 (178·6)

その他全国 2件 (2・0)

静岡県地区 691件 (587・104)

東海総合通信局

免許状・許可状の備え付け状況

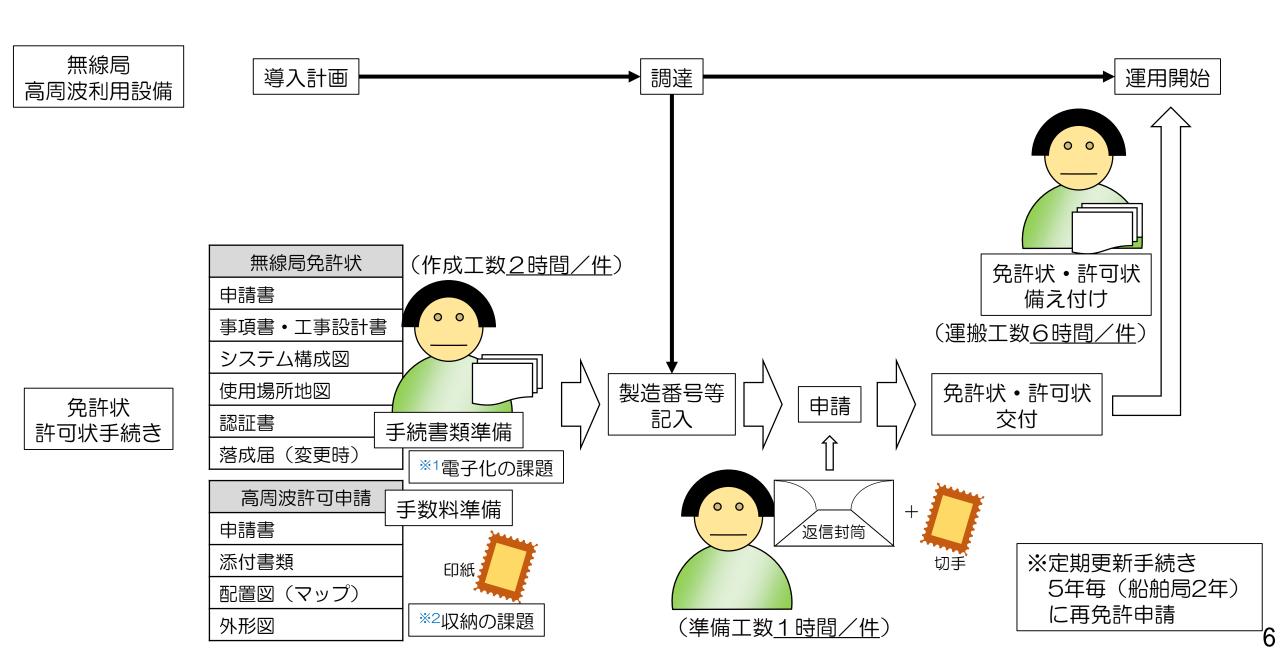








免許状・許可状手続きの流れ



高まる無線局等導入二一ズ/許可状再発行二一ズ

《無線局》





ローカル5Gを用いたMRシステム

《高周波利用設備》

レーザー加工機





消耗性部品(レーザーヘッド) が本体一体となっており、定期 的にメンテナンス交換が必要

免許状・許可状の例

無線局免許状



免許人の 氏名又は名称	株式会社				
免許人の住所	愛知県				
無線局の種別	商易無線局	免許の番号	海K第一号	+	
免許の年月日	平 29. 8. 1	免許の有効期間	今 4. 7.31 まで		
無線局の目的	簡易無線業務用	運用許容時間			
通信事項	簡易な事項				
通信の相手方	免許人所属の簡易無	飛線局			
識別信号	10(_	
	置場所又は移動範囲				
常置場所 愛知県		本社工	場		
移動範囲 全国					
電波の型式、用	易波数及び空中線電力				
5K80F1E 467 6	MHzから 467.4MHzまで .25kHz 間隔の周波数	で 65 波	5	W	

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手 方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用 してはならない。

東個體

声	吾	冲	无门	田	設	借	章生	च	4
	/ 1-1	17.8	51511	/ 1 1	LI X	1755	17.1	1.01	47.

許可の	番号	海高第二 号	許可の年月日	令和 2年 9月 3日
設置者 又 は	の氏名 名 称		設備的種別	各種設備
設置者	の住所	愛知県		
設置の	目的	電波照射試験に使用		
被 置	場所	設置場所: 愛知県 その他の 設置場所: 移動範囲:		事業所
高周波を通ずる線路	種別			
	区間			
備	考	使用周波数が他の通信設備に妨害を与	与える場合は、その妨害を除去する	よう措置すること。

和 2年 9月 3日

8

要望事項

○ 無線局免許状及び高周波利用設備許可状を、紙を廃止しデータ化。

○ 免許状・許可状の当該設備への備え付けは廃止し、地方総合通信 局の立ち入り検査時等は、スマートフォン若しくはモバイル端末 等でサーバに保管されたデータの確認を可能とする。

- 免許状・許可状の改ざん防止のため、立ち入り検査時等において、 地方総合通信局のデータと照合。また事業者における以下の取り 組みを推奨。
 - 1. 特定の利用者、管理者に限定しパスワードロックを掛ける。
 - 2. PDFのセルフ電子署名機能を利用し、証明書を発行。

予想効果

・弊社工数で <u>6,120時間/年</u> また、グループ企業17社並びに異業種 (半導体製造業)からも膨大な申請件数に係る紙書類の運用工数について課題意識があり、全国的に免許状、許可状の電子化による工数削減は極めて大きい。

• 免許状、許可状の破損や紛失による再発行手続きの解消。

電子化されたデーターをオンラインサーバー等に保管することで、場所を問わず確認が可能となりリモートワークを推進。実機との照合においても検索が簡単になり、管理がしやすく業務はスピーディになる。

以下、ご参考資料

※1 その他電子化の課題

〇法務省の登記情報等システムとの連携

(効果) ・毎年更新される登記情報の取得工数削減

ICカードリーダライタの導入コスト削減

• 専用ソフトウェアのインストールと設定の簡素化

X2 収納の課題

O Host to Hostから収納機関への振込可能化

